



最近、管内で家庭ゴミ、草木等の焼却が原因で建物や原野の火災が 多発傾向にあります。

廃棄物(ゴミ)をみだりに捨て、あるいは燃やすことは

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反」

になり

5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金 という重い処分が科せられます。

◎ 廃棄物の投棄禁止

廃棄物(ゴミ)は、自治体(市、町)から指定された方法で、指定のゴミ袋に入れ、指定された曜日に、指定の場所に出すようにしましょう。

廃棄物(ゴミ)を**土の中に埋める行為も不法投棄**とみなされます。

処理方法が分からない特殊な廃棄物については、自治体に尋ね、適正な方法で処理するようにしましょう。

◎ 廃棄物の焼却禁止

何人もこの法律に定める方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはなりません。

刈り取った竹、草木等であっても、焼却すれば法律違反となる場合がありま

福岡県直方警察署・宮若市環境保全課